第２号様式（第３条第１項関係）

**「地域まるごとホテル＠三浦半島」**

**〇〇エリア協定書**

横須賀三浦地域県政総合センター（以下「センター」という。）が所管する「地域まるごとホテル＠三浦半島」事業（以下「本事業」という。）の実施に関して、○○エリア（以下「当エリア」という。）の構成員（本協定第３条に定める者）間で、以下のとおり、協定を締結する。

（目　的）

第１条　本協定は、本事業の実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（事業開始時期及び実施期間）

第２条　当エリアは、「地域まるごとホテル＠三浦半島」事業実施要領（以下「要領」という。）第７条第１項に定める事業採択書（第３号様式）の通知をもって成立し、事業実施期間は事業を開始する日から〇年とする。なお、事業を開始する日は、要領第10条第２項に定める事業開始届出書（第５号様式）に記載の日付とする。

２　前項の事業実施期間は、構成員全員の同意を得て、これを延長することができる。

（構成員）

第３条　当エリアの構成員は、次のとおりとする。

１　名称

２　名称

３　名称

４　名称

５　名称

（エリア代表者）

第４条　当エリアは、　　　　　　　　　　　　　　　　　　　をエリア代表者とする。

（エリア代表者の権限）

第５条　エリア代表者は、本事業の実施に関し、次の権限を有するものとする。

　(１)当エリアの事業申請書（第１号様式）を提出する権限。

　(２)センターと折衝する権限

　(３)その他所長が認めるもの

（業務分担）

第６条　各構成員の業務分担は、実施計画に定めるところによるものとする。

（構成員の責務）

第７条　構成員は、連携して事業の実施に取り組むこと。

（権利義務の譲渡の制限）

第８条　構成員は、センター及び他の構成員全員の承認がなければ、本協定書に基づく権利義務を第三者に譲渡することはできない。

（構成員の加入及び脱退）

第９条　構成員の加入及び脱退は、他の構成員全員の承認を得なければならない。ただし、破産又は解散等を理由として脱退する場合は、この限りではない。

（協定に定めのない事項）

第10条　本協定に定めのない事項については、構成員間において協議して定めるものとする。

　（代表者名）　他　　者は、上記のとおり　　　　　　　　　エリア協定を締結したので、その証拠として本協定書　　通を作成し、各構成員記名押印の上、各１通を保有するものとする。

令和　　年　　月　　日

所在地

名　称

代表者（職・氏名）

所在地

名　称

代表者（職・氏名）

所在地

名　称

代表者（職・氏名）